

## 南相馬市地域防災計画 原子力災害対策編(素案)の概要

計画の基本的な構成は、平成25年7月に改訂された、地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）【内閣府】に基づいて設定した。

項目	概要
<b>第1章 総則</b>	
第1節 計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、原子力災害の被害を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</li> </ul>
第2節 計画の性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画は、南相馬市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）に基づいて作成したものである。</li> <li>東京電力(株)福島第一原子力発電所については、平成24年11月に特定原子力施設に指定され、今後、国では原子力災害対策の取扱いや原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策の留意事項については、さらなる検討のうえで、原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に反映することとしていることから、本計画については、国による対策指針の見直しが見された時点で、その結果を踏まえた見直しを行うものとする。</li> <li>本計画に基づく応急対策の手順等を定める行動マニュアルについては、今後災害対策を実行する関係部署別に定める。</li> </ul>
第3節 計画の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し計画の周知徹底を図り、特に必要なものについては、市民への周知を図る。</li> </ul>
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成又は修正に際しては、原子力規制委員会が定める対策指針（平成25年9月5日全部改正）を遵守する。</li> </ul>
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の基礎となる災害の想定は、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る災害の想定については、今後の国県の動向を見極めながら対応を検討し、福島第二原子力発電所については、重大な事故等が発生し、そのことに伴う放射性物質又は放射線の放出により生じる原子力災害とするものとする。</li> </ul>
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>県防災計画において、「原子力防災対策を重点的に実施すべき地域」の範囲は、暫定的に本市を含む3市10町村の全域が重点地域に拡大された。しかし、本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、市全域にわたって避難を余儀なくされたことを踏まえて、対象範囲を「市全域」として原子力災害対策編を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○予防的防護措置を準備する区域（PAZ） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「原子力施設から概ね半径5km」</li> </ul> </li> <li>○緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「原子力施設から概ね半径30km」</li> </ul> </li> <li>○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA） <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「原子力施設から概ね半径30km圏外」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設における状態が、緊急時活動レベル（EAL）に基づく「全面緊急事態」に至った場合に、UPZにおける予防的防護措置として、住民へ屋内退避の指示を行うことを基本とする。</li> <li>原子力施設における状態が「全面緊急事態」に至らない場合であっても、状況に応じて、市独自の判断による屋内退避の指示を行うものとする。</li> </ul>

	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>EAL (Emergency Action Level)</b></p> <p>原子力施設の状態が緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される「緊急時活動レベル」のこと。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>OIL (Operational Intervention Level)</b></p> <p>防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境放射線量中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のこと。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><b>【EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージ】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>The diagram illustrates the response measures for EAL and OIL across three zones: PAZ (~5km), UPZ (5~30km), and UPZ+ (30km+).  <b>EAL (Emergency Action Level) Responses:</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li><b>原子力施設内事故等発生:</b> Triggers EAL comparison. If EAL is reached, it leads to 警戒事態 (Warning State) in PAZ, 施設敷地緊急事態 (Facility Site Emergency State) in UPZ, and 全面緊急事態 (Full Emergency State) in UPZ+.</li> <li><b>例)大地震(震度6):</b> Leads to 警戒事態 in PAZ, requiring 要援護者の避難準備 (Preparation for evacuation of vulnerable people).</li> <li><b>例)外部電源途絶:</b> Leads to 施設敷地緊急事態 in UPZ, requiring 要援護者の避難実施 (Implementation of evacuation for vulnerable people) and 住民の避難準備 (Preparation for resident evacuation).</li> <li><b>例)全電源喪失:</b> Leads to 全面緊急事態 in UPZ+, requiring 住民の避難実施 (Implementation of resident evacuation) and 安定ヨウ素剤の配布準備 (Preparation for distribution of stable iodine tablets).</li> </ul> <b>OIL (Operational Intervention Level) Responses:</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li><b>放射線モニタリング結果をOILと比較・照合:</b> If OIL is reached, it triggers specific measures:  <ul style="list-style-type: none"> <li><b>OIL 1 (500 μSv/h):</b> 避難(数時間内) (Evacuation within hours) in PAZ, 数時間内に区域特定 (Area identification within hours) in UPZ.</li> <li><b>OIL 2 (20 μSv/h):</b> 一時移転(一週間以内) (Temporary relocation within a week) in PAZ, 1日以内に区域特定 (Area identification within 1 day) in UPZ.</li> <li><b>OIL 4:</b> 対表面除染 (Decontamination of surfaces) in UPZ+.</li> <li><b>OIL 6等:</b> 飲食物のスクリーニング・摂取制限 (Screening and intake restriction of food/drink) in UPZ+.</li> </ul> </li> </ul> </p></div>
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、南相馬市地域防災計画に定める「市及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に定める。</li> </ul>
<b>第2章 原子力災害事前対策</b>	
第1節 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>災対法及び原災法に基づき実施する予体制の整備及び原子力災害の事前対策について定める。</li> </ul>
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、速やかに意見を文書で回答するものとする。</li> <li>原子力事業者が県に届けた、原子力防災要員の現況等について、県から写しが送付されてきた場合は受領するものとする。</li> </ul>

第3節 原子力防災専門官との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策編の作成や原子力防災対策等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。</li> </ul>
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時から関係機関・企業・民間事業者と協定を締結し、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努める。</li> <li>公共用地、国・県有財産の有効活用による避難所・備蓄等の防災に関する諸活動の推進を図る。</li> </ul>
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、原子力事業者及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保する。</li> <li>人材育成や原子力防災関連情報の収集と蓄積、防災対策上必要な資料の整理を行い、情報の分析整理するための体制を整備する。</li> <li>災害時の連絡を迅速かつ正確に行うため、市防災行政無線の整備、災害に強い伝送路の構築、緊急通信手段の確保等を実施する。</li> </ul>
第6節 緊急事態応急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、東京電力(株)との通報連絡協定に基づき、県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生時の通報を受けた場合、速やかに職員を招集し、先行して準備体制を整え、情報の収集・連絡に努めるものとする。</li> <li>防災関係機関、自衛隊との連携体制の強化に努める。また、消防の相互応援体制の整備に努める。</li> <li>国及び県と協力し、緊急時に必要な資機材、人材等に関する広域的な応援要請並びに、周辺市町村との相互の後方支援体制の整備に向けて、応援協定締結の促進を図る。</li> </ul>
第7節 避難収容活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県及び原子力事業所の協力のもと、国の指示又は市独自の判断に基づき、住民の安全かつ迅速な避難誘導を行うための避難計画を作成する。</li> <li>県の広域避難計画は、現在のところ平成26年2月を目途としていることから、先行して東日本大震災による避難状況等に基づき、定めるものとする。</li> <li>広域避難体制を整備する際には、国や市の判断に先行して、自主避難を行う住民に対して、一時的な避難所の開設等も念頭に置いて行うものとする。</li> <li>住民の避難状況を把握するために、行政区長等との災害時における連絡方法を定めておく。</li> <li>病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等に対し、放射線防護対策を講じた施設の整備をしておく。</li> </ul>
第8節 緊急輸送活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人放射線医学総合研究所等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送協力について、県があらかじめ定める場合には、これに協力する。</li> </ul>
第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急措置の実施に必要な救助・救急活動用資機材の整備に努める。</li> <li>県と連携し、救助・救急活動を行うための職員相互の連携体制の強化を図る。</li> <li>県・医療機関と連携し、予防服用が行えるよう、安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における配布体制を整備する。</li> <li>大規模な原子力災害を想定した、物資の備蓄・調達・輸送体制と供給計画を整備する。なお、物資の性格や避難所の位置を勘案した分散備蓄の観点に対しても配慮する。</li> </ul>
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や場所等に応じた住民等への提供情報に努めるとともに、住民等に必要な情報を確実に伝達するため、国及び県との役割等の明確化に努める。</li> <li>被災者等への的確な情報を伝達するための体制や市防災行政無線・広報車等の施設を整備する。</li> <li>国、県と連携し、住民相談窓口の設置等について、方法、体制等について定める。また、災害時要援護者及び一時滞在者に迅速かつ滞りなく情報を伝達するための体制を整備する。</li> </ul>

第11節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のある業務体制を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。</li> </ul>
第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び事業者と協力して、平時から防災教育等を実施し、原子力災害に関する知識の普及と啓発を図る。</li> <li>過去の大災害の教訓や災害文化を後世に伝えるための、各種資料の収集・整理をする。</li> <li>災害から得られた知見や教訓を諸外国への情報発信・共有するよう努める。</li> </ul>
第13節 防災業務関係者の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と連携し、原子力防災業務関係者の研修への参加等により、人材の育成を図る。</li> </ul>
第14節 防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、関係機関と連携し、防災活動訓練の実施計画を企画立案し、実施する。</li> <li>原災法13条等に基づき実施される総合的な防災訓練に市が含まれる場合は、実施計画の立案に共同して参画する。</li> <li>本計画に定める応急対策の迅速・確実な実施のため、手順・連絡先の行動について定めた行動マニュアル等の整備を図る。</li> </ul>
第15節 災害復旧への備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行う。</li> </ul>

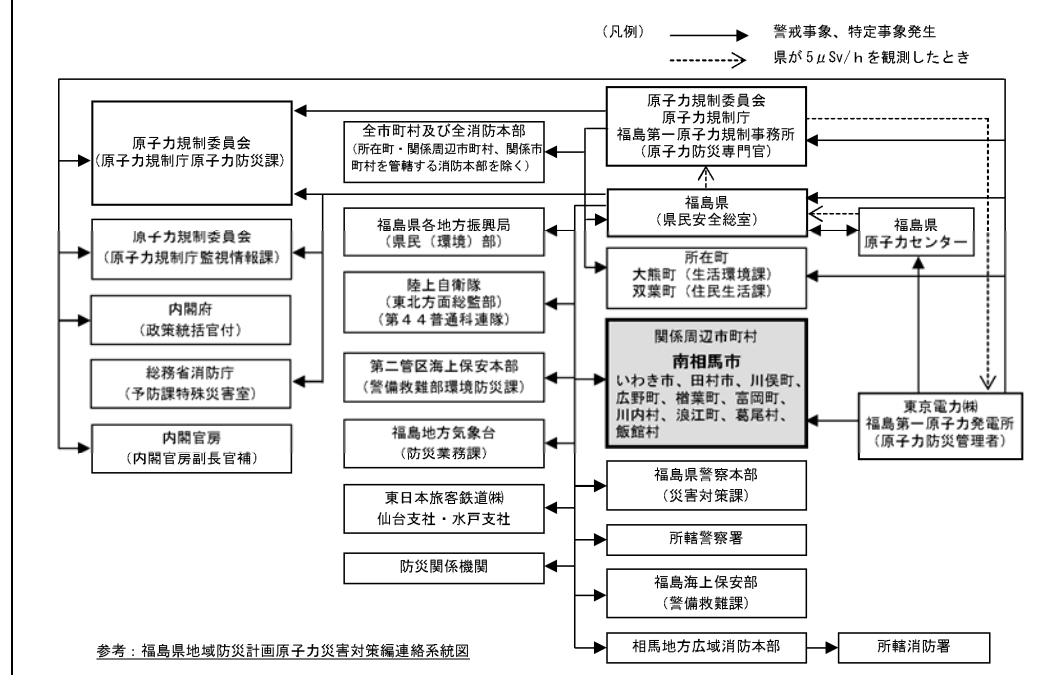
### 第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者から特定事象の通報があった場合及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について定める。なお、これら以外でも必要と認められたときは本章に準じて対応する。</li> </ul>
----------	--

警戒事象に先行する事象、警戒事象、特定事象の発生や発生後の応急対策活動において、原子力事業者、原子力規制委員会、県及び関係指定地方公共機関と連絡・調整を行うものとする。

県が実施する緊急時環境放射線モニタリングに協力するため、職員の派遣を行う。

【東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図】



参考：福島県地域防災計画原子力災害対策編連絡系統図

第3節 活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事象、特定事象及び原子力緊急事態の発生の通報を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。</li> <li>オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</li> </ul>
-------------	---

【市の活動体制】

緊急事態の区分	市の体制	災害対策本部等の設置場所	業務従事職員
危機管理課長が必要と認めた場合 警戒事態には相当しないが、通報連絡協定に基づく異常時の連絡等があり、なお事象の悪化が予想される場合	準備体制	【本庁】本庁舎内 【各区】区役所内 代替：市長が指定する場所	危機管理課長 危機管理課職員 消防本部職員 総務部長 復興企画部長・復興担当理事 健康福祉部長・地域医療担当理事 各部本部連絡員 上記3部長・2理事が指名する職員
警戒事態	原子力 災害対策本部		全職員
施設敷地緊急事態			
全面緊急事態			

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行う。</li> <li>特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内において予防的防護措置（避難）の準備が行われるとともに、PAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととする。</li> <li>「原子力緊急事態宣言」による屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し速やかに屋内退避又は避難を指示するものとする。また、市長は、状況に応じて、屋内退避、避難が必要と自ら判断したときには、住民等に対し指示を行うものとする。</li> </ul>
第5節 治安の確保及び火災の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態応急対策を実施すべき区域及びその周辺における盗難や各種犯罪の未然の防止と火災予防に努める。</li> </ul>
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県の要請、又は市独自の判断により、飲料水の検査を実施する。また、必要に応じ、県の実施する食品の汚染状況調査に協力する。</li> <li>対策指針に基づいたOIL等を踏まえた国及び県の指導・助言、指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除を行う。</li> </ul>
第7節 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助、救急活動に必要な輸送や避難者の輸送、緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送、住民の生活に必要な物資の輸送等の円滑な実施のための体制を確立する。</li> </ul>
第8節 救助・救急、消火及び医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急及び消火活動のための資機材の確保や消防庁、県及び原子力事業者に対し、応援を要請する。</li> <li>県が行う医療措置（住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療）に協力する。</li> </ul>

第9節 住民等への的確な情報伝達活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等の心理的動揺や混乱を抑えるための、的確な情報提供や迅速な広報活動を実施する。</li> <li>情報伝達を行うにあたっては、市防災行政無線や掲示板、広報車、メディアの協力による報道、さらにはインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</li> <li>住民等からの問い合わせに対する、相談窓口の設置や人員の配置等の体制の整備とニーズに応じた情報の収集・整理・発信を行う。</li> </ul>
第10節 自発的支援の受入れ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県及び関係団体と協力し、住民等のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付、調整等の体制を確保しよう努める。</li> <li>義援物資受入れについては、地域のニーズを把握し、その内容のリスト及び送り先を作成し、国の原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表する。義援金受入れについては、県と協議し、その使用について定める。</li> </ul>
第11節 行政機関の業務継続に係る措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の所在地が、避難のための立ち退きの勧告又は指示の地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、住民等へ周知する。</li> <li>業務継続計画に基づき、退避後も継続する必要がある業務については退避先で継続して実施する。</li> </ul>
<b>第4章 原子力災害中長期対策</b>	
第1節 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について定める。これら以外でも必要と認められたときは本章に準じて対応する。</li> </ul>
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力緊急事態解除宣言の発出後、引き続き存置される国の現地对策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。</li> </ul>
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。</li> </ul>
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。</li> </ul>
第5節 各種制限措置の解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査等に基づき、立入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除と解除実施状況の確認を行う。</li> </ul>
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難及び屋内退避の措置をとった住民等が地域に所在した旨の証明や避難場所等とった措置等について記録する。</li> <li>市内の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。</li> </ul>
第7節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた住まいの確保、生活資金等の支給とその仕組みを構築する。</li> <li>国及び県と連携し、被災者への援助、助成措置についての広報の実施や総合的な相談窓口等の設置を行う。</li> <li>県と連携し、被災者の救済及び自立支援等のために、災害復興基金の設立等の手法について検討する。</li> </ul>
第8節 風評被害等の影響の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう広報活動を実施する。</li> </ul>
第9節 被災中小企業等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県と連携し、設備復旧資金・運転資金の貸付を実施する。</li> <li>援助、助成措置についての広報と相談窓口を設置する。</li> </ul>
第10節 心身の健康相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。</li> </ul>